

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申案（諮問（情）第217号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書不開示決定を取り消し、すべて開示すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成18年7月12日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、廿日市市〇〇土壤調査報告書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### 2 請求に対する決定等

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、廿日市市〇〇土壤汚染状況調査報告（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、開示可否の決定に先立ち、〇〇（以下「本件事業者」という。）に対し、平成18年7月19日付けで条例第15条第1項に基づく第三者意見照会書を送付した。これに対し、本件事業者は、平成18年7月31日、実施機関に対し、当該照会に係る意見書を提出した。この意見書の内容を尊重し、実施機関は、条例第10条第3号に規定する法人の事業活動情報に該当するものとして、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年8月9日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年8月16日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 私たちは、情報開示を求めている土地から分割した土地に建てられた建物に住む住人です。
- (2) 行政は、飲料水としてなく心配はない、データ公表することによって企業の利益を損ねることになるとの理由で不開示を回答していますが、多くの子供た

ちは、広場で砂遊びをしており、砒素の亜砒酸は、毒薬として用いられたり、1955年の森永ミルク事件、1998年の和歌山カレー事件が記憶にあります。国際的には、発展途上国の砒素中毒が問題化しています。

- (3) 行政も地主もデータの開示もせずに、健康、生活、また財産への危害が将来にも問題がないと言っていますが、ではなぜ行政は土壌処理の指導をしたのか、問題があるからではないでしょうか。

調査した会社は、〇〇を改ざんして国に届けて社会問題化しています。こんな企業の利益を代行する調査会社の言い分をそのまま行政は信じるのですか。計測範囲や土壌の深さをもっと検討するべきではないですか。この地は、〇〇であり、環境管理に多量の薬品や〇〇に使用した添加物を含んだ油脂を使用していると思います。砒素以外に毒性のある重金属も含まれていたのではないですか。不信感がつのります。住民の代表として、すべてのデータの開示を求めます。

- (4) 条例第10条第3号ただし書きには、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報は開示するともあり、行政の判断は、業者の言い分にただ追従しただけで、慎重に検討したものとは思われない。よって、私たち住民は、健康を守る権利として、企業の言い分だけでなく正しい数値情報を求めているものです。

住民の心配として、砒素は自然界に多く存在していると聞きますが、無機砒素と有機砒素があり、無機砒素の砒素化合物である亜砒酸が毒性を持つと言われています。近年では、広島大跡地に4.7ヘクタール111箇所有害物質、鉛や水銀が土壌汚染の基準を超えて検出され、また、新球場の建設用地貨物ヤードの跡地11.6ヘクタールの69箇所土壌汚染対策基準を超える砒素、シアン、鉛が検出されたとの報道がありました。双方とも対策をしっかりと、新聞にまで公表して不安のないように情報を伝えています。これが本当の企業や行政の仕事ではないでしょうか。

また、大阪では汚染の事実を知らずながらマンション分譲後に問題化して関係者が書類送検されたり、莫大な補償を払った事例もあります。このように、関係する住民は環境問題や環境被害に敏感です。土壌汚染は健康問題の最たるものだと思っています。企業のモラルや行政のあり方に疑問を生じており、ぜひ情報の開示をお願いするものです。

情報開示を求める理由としまして、敷地は〇〇であり地震により流動化現象が発生し地下水が溢れるおそれがある、広場は子どもたちの遊び場であり子どもたちの安全安心が最も求められている、環境や健康に本当に問題がないという根拠にしたいというものです。現在は、開発地の〇〇はほぼ完売しており企業に不利益を与えるおそれ等で不開示にしたとの実施機関の主張には誤りがあると思います。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を特定した理由及び不開示とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

## 1 第三者の意見照会について

本件対象文書は、本件事業者から提出のあった土壤調査結果報告書であることから、情報開示の可否を判断するに当たって、条例第15条第1項に基づき当該事業者に意見照会したところ、平成18年7月31日に次のような意見書が提出された。

当該報告書のうち、不開示とする部分を「汚染土壤の検出場所」及び「汚染の内容（種類・量）」とし、具体的な不利益の内容としては、既に当該土地を現所有者（〇〇）に譲渡し、現所有者が今後〇〇事業を予定しており、報告書の開示により必ずしも正確でない報道が広がる可能性があり、〇〇事業に悪影響を及ぼすことが懸念されること、今回の汚染程度は極めて低く、既に場外処理しているが本件対象文書中にはこのことが記載されておらず、中途半端な情報公開により近隣居住者の不安をあおる可能性があることから開示に反対すること、現所有者により9月中旬までに汚染土壤処理について詳しい説明を予定しているという内容であった。

## 2 不開示決定の理由について

- (1) 汚染土壤対策としては、まず、土壤調査を実施し、土壤汚染が確認された場合、その調査結果に基づき汚染された土壤の処理等の対策を検討し、その検討結果を踏まえて、具体的な対策を講じるという過程を経るが、本件対象文書は、土壤調査の結果をまとめた資料であり、調査結果に基づく汚染された土壤の処理等の対策に関する内容は記載されていない。
- (2) また、汚染された土壤を場外搬出し、既に処理を終えた後において、本件対象文書を開示することは、調査当時の状況が今も続いているという誤解を生み、対策が済んでいるにも関わらずなお汚染された土地であると誤解されることで当該土地への評価に悪影響を与える可能性がある。具体的には、〇〇の購入予定者や周辺住民が土壤調査結果のみの情報を入手した場合、汚染土壤が掘削除去済みで、何ら生活環境に悪影響が生じないにもかかわらず、単なる嫌悪感や誤解から対象土地を含めた周辺土地も不動産評価の低下を招くといういわゆる風評被害が発生するおそれがある。実際に、風評被害が起きるかどうかは別として、本件不開示処分を行った当時、影響は全くないという断定を行政側としてはできないという一面があったものである。
- (3) これらのことから、土壤検査結果のみの本件対象文書を公開すると、対策が講じられていない土壤が現存しているかの印象を与え、現所有者である〇〇事業者に対して競争上不利益を与えるおそれがある。
- (4) 以上のことから、本件対象文書は条例第10条第3号の当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。

- (5) 次に、条例第10条第3号では、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示することとしている。本件対象文書では、一項目で土壌溶出量基準の超過がみられたが、当該土地は、もともと〇〇であったところを〇〇たものであり、近傍に地下水経由による飲用に利用している水はない。
- (6) また、基準の超過がみられた項目は、重金属等に分類され、土に吸着されやすく、拡散・移動しにくい性質を持つものであり、周囲への影響範囲及び対策範囲が限定的であると考えられる。
- (7) このことから、当該土地において、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているとは認められないし、将来生じるとも認められない。よって、条例第10条第3号ただし書きの例外規定に基づき開示する必要性はないと考えられる。
- (8) なお、調査結果の数値を除いた上で調査方法等を部分開示しなかった理由は、異議申立人が知りたいのは、汚染土壌の数値であって、その他の部分を開示しても意味がない上に、除去対策が記載されていない報告書であることから部分開示するとかえって混乱を起こすおそれがあると判断し、全体を不開示にしたものである。

### 3 その他の事実経緯等について

- (1) 本件事業者に電話で確認したところ、平成18年9月1日及び同月6日に本件対象土地の隣接する〇〇の居住者に対し、調査結果の概要メモを渡して説明するとともに、基準超過土壌の数値を口頭で説明した上で、汚染土壌を撤去処理したというような対策の説明をしたと聞いている。

また、当該汚染土壌撤去は、平成18年6月23日及び同月24日に掘削搬送したとも聞いている。
- (2) 今回の案件について安全であるかどうかについては、事業者による自主的な調査結果に基づき、土壌汚染対策法に沿って判断した結果を事業者が主体的に説明し、住民の理解を得ていることから、改めて行政が説明することは行っていない。行政の役割としては、住民に対し土壌汚染による環境リスクについて正しい理解を深めることが求められているが、地元住民からの土壌汚染に対する不安に係る問合せについては、汚染土壌が既に掘削撤去されていることを説明し、その点は理解していただいたと考えている。

なお、本件事業者が提出した意見書の中で、「平成18年9月中旬以降に汚染土壌処置について詳しい説明をする予定なので開示を控えて欲しい旨」を記載していた件については、当機関としては、開示そのものを控えて欲しいというように解釈していたものである。本件案件に限らず、土壌汚染問題に関して掘削範囲の相談内容や事業者が自主的に提出した調査結果報告等を積極的に開示することとした場合、当該事業者からの相談そのものが寄せられなくなるという面があり、県の情報収集に支障を生じるとも考えている。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、廿日市市〇〇の土地の所有者であった本件事業者が当該土地の土壤汚染の有無を把握するため実施した土壤調査の平成18年6月12日付けの結果報告書である。当該報告書中には、調査地点、調査方法、調査項目、調査結果及び調査状況が記載されている。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 条例第10条第3号(事業活動情報)該当性について

##### ア 判断に当たっての基本的な考え方

条例第10条第3号は、法人その他の団体等に関する情報等であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行う者の権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

この場合において、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するかどうか」は、法人等の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断することが必要であり、影響の程度は、名目的なものではなく、実質的なものが要求されるものである。

また、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の程度は単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

実施機関は、本件対象文書を開示した場合に、本件対象地の現所有者の事業活動(〇〇)に対して競争上不利益を与えるおそれがあるなどと主張しているため、この点について、以下検討する。

イ 本件土壤調査は、土壤汚染対策法に定められた土壤調査の方法に準じて、本件事業者が自主的に行ったもので、その後、汚染土壤を除去したものであり、開示請求があった時点では、既に土壤汚染対策が終了しているものと認められる事案である。

実施機関は、次の2点を理由として、本件対象文書を開示すると、汚染対策が講じられていない土壤が現存しているかのごとき悪印象を与え、当該土地の〇〇に対して競争上不利益を与えるおそれがあると主張する。

- ① 本件対象文書が土壤調査の結果をまとめた資料であり、調査結果に基づく汚染された土壤の処理等の対策に関する内容は記載されていないこと
- ② 汚染された土壤を場外搬出し、既に処理を終えた後において、本件対象文書を開示することは、調査当時の汚染状況が今も続いているという誤解を生み、土壤汚染対策が済んでいるにも関わらずなお汚染された土地であると誤解され、当該土地への評価に悪影響を与える可能性があること

しかしながら、本件対象文書に土壤調査結果に基づく汚染土壤の処理等の対策に関する内容が記載されていないことをもって、直ちに、本件対象文書の開示により調査当時の汚染状況が今も続いているという誤解を生み、土壤汚染対策が済んでいるにも関わらずなお汚染された土地であると誤解されることになるとは必ずしも言えない。もし仮にそのような誤解のおそれがあるのであれば、開示の際に汚染土壤撤去の事実経緯などについて丁寧な説明を加えることにより誤解を防止することは十分に可能である。

また、実施機関からの照会に対して提出された本件事業者からの意見書の中には、「対象地の現所有者により、平成18年9月中旬までに汚染土壤処理について詳しい説明を予定しているとのことなので、本件対象文書の開示を差し控えて欲しい旨」が記載されており、現に、住民説明会が実施され、軽微の汚染に対する除去処理を行った旨の説明文書も配布されていることから、本件事業者自らも、丁寧な説明が行われることを前提条件として開示されるのであれば、無用の誤解に起因する風評被害などによって競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるとまでは判断していなかったことがうかがえる。

加えて、上記説明会では、汚染土壤の内容について本件対象文書を公にした場合と同様の内容が説明された旨を実施機関が本件事業者から聴取しており、その後、〇〇に特段の悪影響が生じたといった主張も当事者双方からなされてはいない。

したがって、本件対象文書を開示することにより、直ちに、汚染土壤を除去する以前の汚染状態が継続しているとの誤解が生じ、ひいては〇〇事業に悪影響を及ぼすおそれがあったとまでは認められない。

以上のことから、本件対象文書が公にされた場合における競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの程度は、単なる抽象的な可能性にとどまり、法的保護に値する蓋然性があるとまでは認められず、本件対象文書は、条例第10条第3号本文の不開示事由に該当しないと判断する。

#### (2) 条例第10条第3号(事業活動情報)ただし書該当性について

異議申立人は、人の生命及び健康を保護するために、本件対象文書の開示が必要である旨を主張するが、前記(1)のとおり、本件対象文書は、条例第10条第3号本文に該当せず、開示すべきと判断したことから、当該主張の是非については、判断を要しないものである。

### 3 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、企業のモラルなどについて、種々主張するが、本件処分の妥当性に係る当審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから、これらの主張の是非については、判断を要しないものである。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付言

本件処分当時、本件事業者は、実施機関に対し、「対象土地の現所有者が平成18年9月中旬に地元住民説明会を予定しているの、それまでは、本件対象文書の開示を控えて欲しい旨」の意向を表明していた。その上、現所有者の〇〇は、平成18年9月初旬に開催の説明会において、軽微の汚染に対する除去処理を行った旨の文書を地元住民に配布し、実際の汚染データも口頭で説明した旨を実施機関に回答している以上、実施機関は、当該説明会における説明内容を踏まえて開示可否を決定する方法も検討すべきであった。

また、本件対象文書に記載されている情報は、健康に関するものであるため、実施機関は積極的に説明責任を果たすことや事業者に対して住民への詳しい説明を行うように促すなどの対応をとることが望まれる。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

## 審査会の処理経過

年月日	処理内容
18. 8. 30	・諮問を受けた。
18. 9. 7	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 11. 2	・実施機関から理由説明書を収受した。
18. 11. 13	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 12. 5	・異議申立人から意見書を収受した。
18. 12. 5	・実施機関に意見書の写しを送付した。
21. 8. 26 (平成21年度第2部会第5回)	・諮問の審議を行った。
21. 9. 10 (平成21年度第2部会第6回)	・実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・諮問の審議を行った。
21. 10. 22 (平成21年度第2部会第7回)	・異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・諮問の審議を行った。
21. 11. 12 (平成21年度第2部会第8回)	・諮問の審議を行った。
21. 12. 10 (平成21年度第2部会第9回)	・諮問の審議を行った。

## 答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
山 本 一 志	弁 護 士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授